

大阪暁光高等学校

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金支給決定（支給予定）通知書
（令和3年4月～令和3年6月分）

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金については、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

なお、あなたに支給される大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 支給決定額 106,800 円

2 支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
35,600	35,600	35,600			
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

3 学校の設置者 学校法人千代田学園
(代理受領者)

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 非課税世帯の方の場合は、高等学校等専攻科授業料支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください（生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。）。